

## 利根川・江戸川有識者会議傍聴規定

### (目的)

第1条 本規定は、利根川・江戸川有識者会議(以下「会議」という。)公開規定第3条の条項に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

### (受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所、氏名、年齢を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は会議開始予定時刻の1時間前よりとする。

### (入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了したもの(以下「傍聴人」という。)の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入場は認めない。

なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

### (会議の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

会議の撮影、録画をしてはならない。

(ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。)

会議の録音をしてはならない。

発言、私語、談論等を行ってはならない。

発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。

プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。

ピラ等の配付を行ってはならない。

みだりに傍聴者席を離れてはならない。

携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。

前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

### (退場等の措置)

第5条 座長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場よりの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

### (その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、利根川・江戸川有識者会議で定めるものとする。

### 附則

#### (施行期日)

この規定は、平成18年12月4日から施行する。